

営繕工事における「公共建築工事積算基準」の適用について

○ 国土交通省は、「公共建築工事積算基準」を昨年12月20日に改定しました。

改定の内容

一般管理費等率及び下請企業の経費率

(具体例)	
① 一般管理費等率 建築工事(工事原価 5,000万円)の場合	
現行 10.23%	→ 改定 14.07%
② 下請企業の経費率(歩掛を構成する「その他」の率) 工種が、コンクリート、配線工事、各種配管工事 等の場合	
現行 20%	→ 改定 25%

○ これを受け、本県営繕工事においては2月1日以降に起工するものから適用いたします。

改定された積算基準を適用すると、工事原価や工種によって異なりますが、建築工事費及び設備工事費は概ね2~4%上昇します。